

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公開番号】特開2012-105290(P2012-105290A)

【公開日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2011-264689(P2011-264689)

【国際特許分類】

H 04 W 4/06 (2009.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 W 72/08 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 1 2 5

H 04 M 1/00 R

H 04 Q 7/00 5 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月29日(2012.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動通信システムの無線アクセス網を介してマルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを移動端末が受信するための方法であって、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを提供するための複数のペアラに関連付けられ、

前記移動端末が、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスに関連付けられた複数のペアラを示すサービス記述情報を受信するステップと、

前記サービス記述情報が、前記複数のペアラが予め決められた異なる品質において、RANまたはコアネットワーク内のネットワーク・エンティティにより選択的に提供されることを示し、

前記移動端末が、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを要求することを示すためにマルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスに関連付けられた前記複数のペアラを起動するステップと、

前記移動端末が、前記起動した複数のペアラのうち前記ネットワーク・エンティティが選択したペアラについてサービス通知情報を受信するステップと、

前記移動端末が、前記サービス記述情報に基づき受信した前記サービス通知情報が有効であると認識した場合には、前記サービス通知情報中に示されたペアラを介して、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスのコンテンツ・データを受信するステップと、を有する方法。

【請求項2】

前記マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは、UMTSネットワークを介して提供されるMBMSユーザ・サービスである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サービス通知情報は、少なくとも一つのペアラを移動端末で受信するために必要なパラメータをさらに示す、請求項1または請求項2に記載の方法。

**【請求項 4】**

前記サービス記述情報の内容を記述するためにマークアップ言語が使用される、請求項1から請求項3のいずれかに記載の方法。

**【請求項 5】**

前記複数のペアラを起動するステップは、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスの配信ツリー中における論理状態を設定することである、

請求項1から4のいずれかに記載の方法。

**【請求項 6】**

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを受信する移動端末であって、

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは移動通信システムの無線アクセス網を介して送信され、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを提供するための複数のペアラに関連付けられ、前記移動端末は、

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスに関連付けられたサービス記述情報を受信する受信部と、

前記サービス記述情報が、前記複数のペアラが予め決められた異なる品質において、RANまたはコアネットワーク内のネットワーク・エンティティにより選択的に提供されることを示し、

前記移動端末が、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを要求することを示すためにマルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスに関連付けられた前記複数のペアラを起動する送信部と、

前記受信部が、前記起動した複数のペアラのうち前記ネットワーク・エンティティが選択したペアラについてサービス通知情報を受信するようになされ、

前記サービス記述情報に基づき受信した前記サービス通知情報が有効であると認識した場合には、前記受信部が、前記サービス通知情報中に示されたペアラを介して、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスのコンテンツ・データを受信する、

移動端末。

**【請求項 7】**

前記マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは、UMTSネットワークを介して提供されるMBMSユーザ・サービスである、請求項6に記載の移動端末。

**【請求項 8】**

前記サービス通知情報は、少なくとも一つのペアラを移動端末で受信するために必要なパラメータをさらに示す、請求項6または請求項7に記載の移動端末。

**【請求項 9】**

前記サービス記述情報の内容を記述するためにマークアップ言語が使用される、請求項6から請求項8のいずれかに記載の移動端末。

**【請求項 10】**

前記複数のペアラを起動するステップは、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスの配信ツリー中における論理状態を設定することである、

請求項6から9のいずれかに記載の移動端末。

**【請求項 11】**

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスを受信する移動端末であって、

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスは移動通信システムの無線アクセス網を介して送信され、前記移動端末は、

マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスに関連付けられたサービス記述情報を受信する受信部と、

前記サービス記述情報に基づき前記受信部が、マルチキャストサービスまたはブロードキャストサービスのコンテンツ・データを受信する、

移動端末。